

令和5年第8回 飯豊町議会定例会会議録

令和5年12月15日 令和5年 第8回飯豊町議会定例会は、飯豊町役場議場に招集された。

◎ 出席議員は、次のとおりである。

1番	横山	清彦	2番	島貫	寿雄
3番	遠藤	純雄	4番	高橋	勝
5番	屋嶋	雅一	6番	舟山	政男
7番	松山	和好	8番	遠藤	芳昭
9番	高橋	亨一	10番	菅野	富士雄

◎ 欠席議員は、次のとおりである。

なし

◎ 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	後藤 幸平	副町長	高橋 弘之
教育長	熊野 昌昭	代表監査委員	伊藤 毅
会計管理者(兼) 税務会計課長	志田 政浩	総務課長	安部 信弘
企画課長	舘石 修	住民課長	後藤 智美
健康福祉課長(兼) 地域包括支援センター所長	伊藤 満世子	介護老人保健施設 事務長(兼) 国保診療所事務長	山口 努
農林振興課長(併) 農業委員会事務局長	竹田 辰秀	地域整備課長	上田 信幸
教育総務課長	後藤 美和子	社会教育課長(併) 町民総合センター所長	渡部 博一
商工観光課 観光交流室長	勝見 賢太郎		

◎ 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長 色 摩 里 香 議事室主査 井 上 由 佳
事務助手 横 澤 吉 和

◎ 議事日程は、次のとおりである。

令和5年 第8回飯豊町定例会追加議事日程 〔第1号〕

令和5年12月15日

午前10時 開 議

- 追加日程第1 議案第 94号 飯豊町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第2 議案第 95号 飯豊町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第3 議案第 96号 令和5年度飯豊町一般会計補正予算（第8号）
- 追加日程第4 議案第 97号 令和5年度飯豊町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 追加日程第5 議案第 98号 令和5年度飯豊町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 追加日程第6 議案第 99号 令和5年度飯豊町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 追加日程第7 議案第 100号 令和5年度飯豊町訪問看護特別会計補正予算（第3号）
- 追加日程第8 議案第 101号 令和5年度飯豊町介護老人保健施設特別会計補正予算（第3号）
- 追加日程第9 議案第 102号 令和5年度飯豊町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 追加日程第10 議案第 103号 令和5年度飯豊町水道事業会計補正予算（第4号）
- 追加日程第11 議案第 104号 工事請負契約の一部変更について（令和4年災 農地等災害復旧工事（小白川1））
- 追加日程第12 発議第 14号 医療機関・介護施設への支援の拡充と、患者・利用者の負担を軽減し診療報酬・介護報酬を大幅に引き上げるための意見書の提出について
- 追加日程第13 発議第 15号 各常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 追加日程第14 発議第 16号 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について
- 追加日程第15 発議第 17号 議員派遣について

(議長 菅野富士雄君) (午前10時00分 開会)

ご起立ください。

おはようございます。

ご着席ください。

去る12月7日に開会いたしました令和5年第8回飯豊町議会定例会も、本日が最終日となりました。

議員各位の連日のご精励、誠にご苦労さまでございました。

ただいまの出席議員数は10名であります。

定足数に達しておりますので、ここに成立いたしました。

なお、町当局の鈴木祐司商工観光課長については欠席となり、代わって勝見観光交流室長が出席しております。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいま、町長から議案第94号 飯豊町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第95号 飯豊町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第96号 令和5年度飯豊町一般会計補正予算(第8号)、議案第97号 令和5年度飯豊町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)、議案第98号 令和5年度飯豊町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)、議案第99号 令和5年度飯豊町介護保険特別会計補正予算(第4号)、議案第100号 令和5年度飯豊町訪問看護特別会計補正予算(第3号)、議案第101号 令和5年度飯豊町介護老人保健施設特別会計補正予算(第3号)、議案第102号 令和5年度飯豊町下水道事業特別会計補正予算(第3号)、議案第103号 令和5年度飯豊町水道事業会計補正予算(第4号)及び議案第104号 工事請負契約の一部変更について(令和4年災 農地等災害復旧工事(小白川1))の11案件が提出されました。

これらを日程に追加し、それぞれ追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4、追加日程第5、追加日程第6、追加日程第7、追加日程第8、追加日程第9、追加日程第10及び追加日程第11として議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

異議なしと認めます。

よって、議案第94号、議案第95号、議案第96号、議案第97号、議案第98号、議案第99号、議案第100号、議案第101号、議案第102号、議案第103号及び議案第104号をそれぞれ追加日程第

1、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4、追加日程第5、追加日程第6、追加日程第7、追加日程第8、追加日程第9、追加日程第10及び追加日程第11として議題とすることに決定いたしました。

《 追加日程第 1 》

議案第94号 飯豊町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び

《 追加日程第 2 》

議案第95号 飯豊町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2案件を一括して議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 後藤幸平君。

(町長 後藤幸平君)

ただいま議題となりました議案第94号 飯豊町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第95号 飯豊町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

初めに、議案第94号 飯豊町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、提案理由にありますように、特別職の常勤の職員及び議会の議員に支給する期末手当の支給割合を改定するため、本条例の一部改正を提案するものであります。

内容につきましては、特別職の期末手当の年間支給割合を0.05月分引き上げるものであります。

次に、議案第95号 飯豊町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、提案理由にありますように、山形県人事委員会勧告に基づく給与改定に準拠する等、所要の改正を行うため、本条例の一部改正を提案するものであります。

主な内容につきましては、一般職の職員等の勤勉手当と勤勉手当を合わせて、年間支給割合を0.10月分引き上げ、また給料表を改定し給料月額を引き上げて、令和5年4月1日から適用するものでございます。

以上、概略を申し上げます。よろしくご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これからただいまの提案理由に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより議案第94号 飯豊町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
についての件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 多数)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手多数です。

よって、議案第94号 飯豊町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
については原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号 飯豊町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついての件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第95号 飯豊町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
については原案のとおり可決されました。

《 追加日程第 3 》

議案第96号 令和5年度飯豊町一般会計補正予算(第8号)
の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 後藤幸平君。

(町長 後藤幸平君)

ただいま議題となりました議案第96号 令和5年度飯豊町一般会計補正予算(第8号)についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に5,626万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ85億9,991万2,000円と定めるものであります。

歳出の主な内容は、給与条例の一部改正に伴う人件費の追加及び非課税世帯物価高騰重点支援に係る給付金等の追加であり、その財源として国庫支出金及び繰越金を追加するものであります。

以上、概略を申し上げます。よろしくご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これからただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。5番 屋嶋雅一君。

(5番議員 屋嶋雅一君)

それでは、ただいま町長からも話出ましたが、3款1項1目の社会福祉総務費の中の非課税世帯物価高騰重点支援給付金3,850万円ほどありますけども、これの今回の飯豊町での対象者人数を教えてください。

(議長 菅野富士雄君)

伊藤健康福祉課長。

(健康福祉課長(兼)地域包括支援センター所長 伊藤満世子君)

ただいまの屋嶋議員の質問にお答えいたします。

このたびの対象者につきましては約550世帯と見込んでおるところです。正式にはシステム導入等してから確定となりますが、今のところ550世帯と見込んでいるところです。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

ほかにございますか。4番 高橋 勝議員。

(4番議員 高橋 勝君)

ただいま対象世帯数は分かりました。実は、同じような内容で行政報告にありました。微妙

に違うんですが、非課税世帯物価高騰緊急支援給付事業というのが行政報告でありました。そのときは対象世帯603世帯という報告になっております。今回は今課長の報告で550世帯というようなことではありますが、この約50世帯の差はどこから生じてくる数字だったのかお聞かせください。

(議長 菅野富士雄君)

伊藤健康福祉課長。

(健康福祉課長(兼)地域包括支援センター所長 伊藤満世子君)

ただいまの高橋議員の質問にお答えいたします。

前回の交付金につきましては、町外に住んでいらっしゃる家族の扶養になっている方で独り暮らしの方ですとか、そういった方も対象にさせていただいたところでした。その方が大体50名というようなことだったんですが、今回は残念ながらその方々は対象にならないということで、550名ということで計上させていただいております。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

4番 高橋 勝君。

(4番議員 高橋 勝君)

今の説明で分かりました。やはりこの趣旨は本当に困っている方々に緊急的に給付するというような目的があると思います。行政報告にあった前段の給付事業では、対象世帯に対して支給世帯100%になっておりません。件数でいうと3世帯受け取っていない世帯があるようでした。やはり目標としてはこういう方々全世帯、やっぱり100%を目指して、これ申告制になるんですかね、こっちからも自動的に行くのかなんですが、やはり全世帯に行き渡るように、少し待つだけではなくてやはりお声がけとかもしていらっしゃると思うんですが、ここの仕組みとかやり取りをしっかりとさせていただいて、こういう方々には100%支給、給付になるような働きかけも必要だと思うんですが、現在のお考えをお聞かせください。

(議長 菅野富士雄君)

伊藤健康福祉課長。

(健康福祉課長(兼)地域包括支援センター所長 伊藤満世子君)

ただいまの高橋議員の質問にお答えいたします。

前回の支給の中で3世帯支給にならなかったというところなんですが、かなり電話をさしあげたり、あと追加で文書をさしあげたり、あとご家族の方とやり取りをさせていただいたんで

すけれども、それでも申請が出てこなかったというようなところとか、連絡がどうしてもつか
なかつたというところが残念ながら3世帯ということでございました。

このたびの非課税世帯の物価高騰重点支援給付金につきましても、2度、3度と追加で連絡
をさしあげまして、なるべく多くの方に支給になるように対応はいたしたいと思っております。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

それでは質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより議案第96号 令和5年度飯豊町一般会計補正予算(第8号)の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第96号 令和5年度飯豊町一般会計補正予算(第8号)は原案のとおり可決さ
れました。

《 追加日程第 4 》

議案第97号 令和5年度飯豊町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

《 追加日程第 5 》

議案第98号 令和5年度飯豊町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)

《 追加日程第 6 》

議案第99号 令和5年度飯豊町介護保険特別会計補正予算(第4号)

《 追加日程第 7 》

議案第100号 令和5年度飯豊町訪問看護特別会計補正予算（第3号）

《 追加日程第 8 》

議案第101号 令和5年度飯豊町介護老人保健施設特別会計補正予算（第3号）

《 追加日程第 9 》

議案第102号 令和5年度飯豊町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

及び

《 追加日程第 10 》

議案第103号 令和5年度飯豊町水道事業会計補正予算（第4号）

の7案件を一括して議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 後藤幸平君。

(町長 後藤幸平君)

ただいま議題となりました議案第97号 令和5年度飯豊町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から、議案第103号 令和5年度飯豊町水道事業会計補正予算（第4号）までの7案件についてご説明申し上げます。

初めに、議案第97号 令和5年度飯豊町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、事業勘定の歳入歳出予算の総額に20万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ7億4,347万2,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に12万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9,063万5,000円と定めるものであります。

次に、議案第98号 令和5年度飯豊町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算の総額に18万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9,680万5,000円と定めるものであります。

次に、議案第99号 令和5年度飯豊町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算の総額に36万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9億3,596万6,000円と定めるものであります。

次に、議案第100号 令和5年度飯豊町訪問看護特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額に11万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2,009万3,000円と定めるものであります。

次に、議案第101号 令和5年度飯豊町介護老人保健施設特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額に76万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3億2,046万5,000円と定めるものであります。

次に、議案第102号 令和5年度飯豊町下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額に21万円を追加し、歳入歳出それぞれ4億1,842万1,000円と定めるものであります。

以上の6案件の内容につきましては、給与条例の一部改正に伴う給与改定による人件費の追加であり、それに伴って一般会計繰入金を追加するものでございます。

最後に、議案第103号 令和5年度飯豊町水道事業会計補正予算（第4号）につきましては、収益的支出予算の総額に14万9,000円を追加し、2億6,118万3,000円と定めるものであります。

内容につきましては、給与条例の一部改正に伴い人件費を追加するものでございます。

以上、議案第97号から議案第103号までの7案件について概略を説明申し上げました。よろしくご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

（議長 菅野富士雄君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

（議長 菅野富士雄君）

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

（議長 菅野富士雄君）

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、議案第97号 令和5年度飯豊町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から、議案第102号 令和5年度飯豊町下水道事業特別会計補正予算（第3号）までの6案件を一括採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙手 全員 ）

（議長 菅野富士雄君）

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第97号、議案第98号、議案第99号、議案第100号、議案第101号及び議案第102号の6案件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第103号 令和5年度飯豊町水道事業会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙手 全員 ）

（議長 菅野富士雄君）

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第103号 令和5年度飯豊町水道事業会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

《 追加日程第 11 》

議案第104号 工事請負契約の一部変更について（令和4年災 農地等災害復旧工事（小白川1））の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 後藤幸平君。

（町長 後藤幸平君）

ただいま議題となりました議案第104号 工事請負契約の一部変更について（令和4年災 農地等災害復旧工事（小白川1））についてご説明申し上げます。

本案件の令和4年災 農地等災害復旧工事（小白川1）につきましては、令和5年5月16日に議決をいただき、工事を進めているところであります。

このたび、新たな被災箇所が確認されたことや、撤去すべき流木や土砂の量の追加など、工事請負契約の一部を変更して工事を実施する必要があることから、当初契約金額6,820万円に1,832万4,900円を追加し、8,652万4,900円に変更するものでございます。

以上、概略を申し上げます。よろしくご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

（議長 菅野富士雄君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、議案第104号 工事請負契約の一部変更について（令和4年災 農地等災害復旧工事（小白川1））の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第104号 工事請負契約の一部変更について（令和4年災 農地等災害復旧工事（小白川1））は原案のとおり可決されました。

《 追加日程第 12 》

発議第14号 医療機関・介護施設への支援の拡充と、患者・利用者の負担を軽減し診療報酬・介護報酬を大幅に引き上げるための意見書の提出についての件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。4番 高橋 勝議員。

(4番議員 高橋 勝君)

それでは私から、ただいま議題となりました発議第14号 医療機関・介護施設への支援の拡充と、患者・利用者の負担を軽減し診療報酬・介護報酬を大幅に引き上げるための意見書の提出について、意見書の案を朗読して説明申し上げます。

お手元にお配りしております発議第14号の裏面をご覧くださいと思います。

医療機関・介護施設への支援の拡充と、患者・利用者の負担を軽減し診療報酬・介護報酬を大幅に引き上げるための意見書

政府はコロナ禍を経て、看護師や介護職など社会基盤を支える労働者がその役割に比して賃

金水準が低いとの認識を示し、2022年2月から看護師・介護職員などを対象とした「看護職員等処遇改善事業補助金」「介護職員処遇改善支援補助金」を実施しました。また、同年10月以降には診療報酬と介護報酬の臨時改定を行い、「看護職員処遇改善評価料」「介護職員等ベースアップ等支援加算」を新設いたしました。しかし、いずれも対象となる医療機関・介護施設や該当する職員が極めて限定的であるなどの課題が解消されず、抜本的な処遇改善には至りませんでした。

さらに昨年から続く物価高騰を受け、国が決める公定価格で運営している医療機関や介護施設等は、様々な物品や光熱水費などの値上げを価格転換できず経営が圧迫され、労働者の賃上げなどに必要な財源の確保にも苦慮している状況です。

毎年のように発生する自然災害や、新たな感染症などに備えるためにも、国の責任で医療機関・介護施設へのさらなる経済的援助と現場に従事する労働者の処遇改善、あわせて患者・利用者負担の軽減策は喫緊の課題です。

以上の趣旨から、下記事項について国に要望します。

記

1 医療機関や介護現場で働く全てのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるよう診療報酬と介護報酬を抜本的に引き上げること。

2 全ての医療機関・介護施設に行き渡る物価高騰支援策を拡充すること。

3 社会保障に係る国民負担は、必要最低限とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月15日

送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣
飯豊町議会議員 菅野富士雄

表に戻っていただき、ただいまご説明いたしました議案を、地方自治法第112条及び飯豊町議会規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和5年12月15日

飯豊町議会議員 菅野富士雄殿

提出者 飯豊町議会議員 高橋 勝

賛成者 飯豊町議会議員 屋嶋雅一

賛成者 飯豊町議会議員 舟山政男

賛成者 飯豊町議会議員 遠藤純雄

以上、3名であります。

以上、慎重にご審議いただきまして、ご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これからただいまの提案理由に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、発議第14号 医療機関・介護施設への支援の拡充と、患者・利用者の負担を軽減し診療報酬・介護報酬を大幅に引き上げるための意見書の提出についての件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

発議第14号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、発議第14号 医療機関・介護施設への支援の拡充と、患者・利用者の負担を軽減し診療報酬・介護報酬を大幅に引き上げるための意見書の提出については原案のとおり可決されました。

《 追加日程第 13 》

発議第15号 各常任委員会の閉会中の所管事務調査について
及び

《 追加日程第 14 》

発議第16号 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

の2案件を一括して議題といたします。

本件に関し、飯豊町議会会議規則第73条の規定及び第75条の規定に基づき、総務文教、産業厚生、広報公聴の各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付しましたとおり、それぞれの所管に属する事務について閉会中に調査したい旨の許可申出がありました。

お諮りいたします。

総務文教、産業厚生、広報公聴の各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり許可したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、発議第15号 各常任委員会の閉会中の所管事務調査について及び発議第16号 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についての2案件は、各常任委員長、議会運営委員長の申出のとおり許可することに決定いたしました。

《 追加日程第 15 》

発議第17号 議員派遣についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付しておりますように、議員の派遣についてはこれを許可したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、発議第17号 議員の派遣については許可することに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。

今定例会において議決されました各議案等について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任いただきたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る12月7日に開会されました第8回飯豊町議会定例会は、ただいまをもって閉会となりました。9日間の会期中、議員各位には案件審議に当たり活発かつ慎重に審議を賜り、誠にありがとうございました。また、町執行部におかれましては、会期中の議会運営にご協力を賜りましたことに厚く感謝申し上げます。

例年この時期はインフルエンザが流行し、山形県内に11月29日からインフルエンザ警報が発令されております。置賜地区でも感染者が多い状況が続いております。議員各位並びに町執行部の方々には、感染症予防対策はもちろんのこと健康に十分留意されまして、よき新年を迎えられますよう、心からご祈念申し上げ閉会の挨拶とさせていただきます。

これにて閉会といたします。

大変ご苦勞さまでございました。お疲れさまでした。ありがとうございました。

(午前10時33分 閉会)